

## 2 別表四の二「連結所得の金額の計算に関する明細書」

- (1) この明細書は、連結親法人が連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、別表四の二付表「個別所得の金額の計算に関する明細書」を基礎として、連結所得金額又は連結欠損金額を計算するために使用します。
- (2) この明細書の「当期利益又は当期欠損の額の合計額 1」の各欄並びに「加算」及び「減算」の各欄(「小計」の各欄を除きます。)は、各連結法人ごとに記載した別表四の二付表の該当する各欄を集計し、その集計した金額を記載します。

## 3 別表四の二付表「個別所得の金額の計算に関する明細書」

- (1) この明細書は、次の場合に使用します。
  - イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、各連結法人の個別所得金額又は個別欠損金額を計算するために使用します。
  - ロ 連結親法人が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。
  - ハ 連結子法人が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書(個別帰属額の計算の基礎を記載した書類)として使用します。
- (2) この明細書は、各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに同欄のかつこの中にその連結法人名を記載します。
- (3) 「当期利益又は当期欠損の額 1」の「総額①」の欄は、損益計算書の当期(純)利益の額又は当期(純)損失の額を記載します。この場合、当期(純)利益の額又は当期(純)損失の額のうち前期から繰り越された利益又は損失の額を含むときは、前期から繰り越された利益又は損失の額を控除した金額を記載します。
- (4) その計算期間の末日に連結完全支配関係がある法人に対し利益の配当又は剰余金の分配(商法第293条ノ5第1項《中間配当》に規定する金銭の分配(いわゆる中間配当)を含みます。)をする場合の、「当期利益又は当期欠損の額 1」の「留保②」及び「社外流出③」の各欄の記載は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次によります。
  - ① その利益の配当又は剰余金の分配の額の計算の基礎となった期間の末日の属する連結事業年度又は連結中間事業年度  
「留保②」の欄はその利益の配当又は剰余金の分配の額を含めて記載し、「社外流出③」の「配当」の欄には記載しません。  
(注) 「留保②」の欄に含めた利益の配当又は剰余金の分配の額は、別表五の二(一)付表の「Ⅰ 連結個別利益積立金額の計算に関する明細書」の「区分」の欄の空欄に「配当金(連結法人分)」と記載するとともに、当該金額を「当期利益金処分等による増減(減は赤)④」の欄に記載します。
  - ② その利益の配当又は剰余金の分配をすることが確定した日の属する連結事業年度又は連結中間事業年度  
「社外流出③」の「配当」の欄にその利益の配当又は剰余金の分配の額を含めて記載し、「留保②」の欄の外書に当該利益の配当又は剰余金の分配の額を記載します。  
この場合において、「仮計(1)+(6)-(12)13」の「留保②」の欄の記載に当たっては、外書きした金額を「1」に含めて計算します。  
(注) 当該外書きした金額は、別表五の二(一)付表の「Ⅰ 連結個別利益積立金額の計算に関する明細書」の「区分」の欄の「配当金(連結法人分)」と記載した欄の「減②」の欄に記載します。
- (5) 「加算」の空欄は、各連結法人が費用又は損失として経理した金額で当該連結事業年度の個別損金額(法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》に規定する個別損金額をいいます。(6)において同じ。)

として損金の額に算入されないもの及び連結法人が収益として経理しなかった金額で当該連結事業年度の個別益金額（同項に規定する個別益金額をいいます。（6）において同じ。）として益金の額に算入されるもの等についてその事項及び金額を記載します。

- (6) 「減算」の空欄は、連結法人が費用又は損失として経理しなかった金額で当該連結事業年度の個別損金額として損金の額に算入されるもの及び各連結法人が収益として経理した金額で当該連結事業年度の個別益金額として益金の額に算入しないもの等についてその事項及び金額を記載します。

#### 4 別表五の二(一)「連結利益積立金額及び連結資本積立金額の計算に関する明細書」

- (1) この明細書のⅠは、連結親法人が連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、法第2条第18号の2に規定する連結利益積立金額を計算するために使用します。
- (2) 「1」から「13」までの各欄は、各連結法人ごとにその法人名及び別表五の二(一)付表「19」の欄の金額をそれぞれ記載します。
- (3) この明細書のⅡは、連結親法人が連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、法第2条第17号の2《定義》に規定する連結資本積立金額を計算するために使用します。
- (4) 「21」から「28」までの各欄は、各連結法人ごとにその法人名及び別表五の二(一)付表「29」の欄の金額をそれぞれ記載します。

#### 5 別表五の二(一)付表「連結個別利益積立金額及び連結個別資本積立金額の計算に関する明細書」

- (1) この明細書は、次の場合に使用します。
- イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、各連結法人の連結個別利益積立金額又は連結個別資本積立金額を計算するために使用します。
- ロ 連結親法人が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。
- ハ 連結子法人が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書（個別帰属額の計算の基礎を記載した書類）として使用します。
- (2) この明細書は、各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに同欄のかつこの中にその連結法人名を記載します。
- (3) この明細書のⅠは、法第2条第18号の3《定義》に規定する連結個別利益積立金額を計算するために使用します。
- (4) 「区分」の欄中「積立金」以下の空欄には、「利益準備金1」以外の連結個別利益積立金額（税務上の否認金額のうち留保した金額を含みます。）について、その名称を記載します。
- (5) その計算期間の末日に連結完全支配関係がある法人に対し利益の配当又は剰余金の分配（商法第293条ノ5第1項《中間配当》に規定する金銭の分配（いわゆる中間配当）を含みます。）をする場合の、この明細書の記載は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次によります。
- ① その利益の配当又は剰余金の分配の額の計算の基礎となった期間の末日の属する連結事業年度又は連結中間事業年度
- 別表四の二付表の「留保②」の欄に含めた連結完全支配関係がある法人に対する利益の配当又は剰余金の分配の額を、この明細書の「区分」の欄の空欄に「配当金（連結法人分）」と記載するとともに、当該金額を「当期利益金処分等による増減（減は赤）④」の欄に記載します。

- ② その利益の配当又は剰余金の分配をすることが確定した日の属する連結事業年度又は連結中間事業年度別表四の二付表の「留保②」の欄の外書きした当該利益の配当又は剰余金の分配の額を、この明細書の「区分」の欄の「配当金（連結法人分）」と記載した欄の「減②」の欄に記載します。

(6) この明細書のⅡは、法第2条第17号の3に規定する連結個別資本積立金額を計算するために使用します。

## 6 別表五の二(二)「連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書」

(1) この明細書は、連結親法人が連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、連結利益積立金額の計算上控除する連結法人税等の税額の発生及び納付の状況並びに納税充当金の積立て又は取崩しの状況を明らかにするために使用します。

(2) この明細書の「6」から「49」までの各欄は、各連結法人ごとに記載した別表五の二(二)付表一の「5」から「48」までの各欄の金額を集計し、その集計した金額を記載します。ただし、連結親法人の同付表一の「5」から「9」までの各欄の金額のうち各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額については、この集計に含めず、この明細書の「1」から「5」までの各欄へその金額を記載します。

## 7 別表五の二(二)付表一「各連結法人の連結法人税個別帰属額の発生状況等及び租税公課の納付状況等に関する明細書」

(1) この明細書は、次の場合に使用します。

イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、各連結法人の連結法人税個別帰属額の発生状況等並びに連結個別利益積立金額の計算上控除する法人税等の税額の発生及び納付の状況並びに納税充当金の積立て又は取崩しの状況を明らかにするために使用します。

ロ 連結親法人が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。

ハ 連結子法人が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書（個別帰属額の計算の基礎を記載した書類）として使用します。

(2) この明細書は、各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに同欄のかつこの中にその連結法人名を記載します。

(3) 「法人税」の欄は、連結親法人にあっては各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額及び各事業年度の所得に対する法人税の額を記載し、連結子法人にあっては各事業年度の所得に対する法人税の額を記載します。

## 8 別表五の二(二)付表二「連結親法人の連結法人税個別帰属額の受払いに関する明細書」

(1) この明細書は、連結親法人が連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、各連結法人と受払いすべき連結法人税個別帰属額に係る未収入金又は未払金の状況等を記載します。

(2) この明細書の「未収入金」又は「未払金」の各欄は、連結親法人が、連結所得に対する法人税の負担額を連結子法人から受け取ることとなる場合のその受け取ることとなる金額又は法人税の減少額を連結子法人に支払うこととなる場合のその支払うこととなる金額を記載します。

なお、「連結親法人」の「未収入金」又は「未払金」の各欄には、連結親法人の個別所得金額又は個別欠損金額を基礎として計算される連結所得に対する法人税の負担額又は減少額を記載します。